

主要なご意見等の概要及びそれに対する金融庁の考え方

問	ご意見等の概要	金融庁の考え方
41	<p>公開買付期間中に対象者が有価証券報告書又は第2四半期報告書を提出した場合に提出される公開買付届出書の訂正届出書において、「公開買付要項」の「買付け等を行った後における株券等所有割合」の「対象者の総株主等の議決権の数」の記載の訂正を行っているケースがある。(問 41)の(答)では、対象者が有価証券報告書を提出した場合には訂正届出書を提出する必要があるものと考えられるとしているが、当該訂正届出書において、「対象者の総株主等の議決権の数」の記載の訂正を行う必要があるか。</p>	<p>公開買付期間中に対象者が有価証券報告書を提出した場合に提出される公開買付届出書の訂正届出書において、必ず「対象者の総株主等の議決権の数」の記載の訂正を行わなければならないわけではありません。例えば、「対象者の総株主等の議決権の数」の記載について公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したとはいえない場合には記載の訂正は不要であると考えられます。</p>
41	<p>(問 41)の(答)では、公開買付説明書について、公開買付者が継続開示会社であり、公開買付届出書に有価証券報告書等を提出し、公開買付期間中に有価証券報告書が提出される旨及び有価証券報告書の提出予定時期を記載するのであれば、記載事項の内容に実質的な変更はないこととなると考えられることから公開買付説明書の訂正及び交付をする必要はないとされているが、「対象者の総株主等の議決権の数」の記載を訂正した場合でも、公開買付説明書の訂正の必要がないと考えてよいか。</p>	<p>「対象者の総株主等の議決権の数」の記載の訂正に伴い、公開買付届出書の訂正届出書が提出される場合、その記載内容も変更されることがあることから、公開買付説明書の訂正・交付が必要と考えられます。</p>